

## 沼田市入札監視委員会設置要綱

### (設置)

第1条 沼田市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）、調査・測量・コンサルタント等の業務委託、物品の購入及び製造並びに役務の提供（以下これらを「工事等」という。）の入札及び契約手続における公平性の確保並びに客観性及び透明性の向上を図るため、沼田市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況の報告を受けること。
- (2) 市が発注した工事等のうち委員会が抽出したのものに関し、次に掲げる事項の審議を行うこと。
  - ア 一般競争入札に係る参加資格の設定の理由及び経緯
  - イ 指名競争入札に係る指名の理由及び経緯
  - ウ 随意契約に係る契約の相手方の選定の理由及び経緯
- (3) 前2号の事務に関し、報告の内容、審議した入札及び契約手続に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、建議すること。
- (4) その他市長の諮問に応じ、調査審議すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員3人で組織する。

- 2 委員は、前条に規定する所掌事務の遂行に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第2条第1号及び第2号に規定する事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として年2回開催するものとする。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議は、非公開とし、会議の議事概要は、これを公表する。

(抽出の委任)

第6条 委員長は、第2条第2号に規定する抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「指定委員」という。）に委任することができる。

2 指定委員は、定例会議において、抽出結果の報告を行うものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(利害関係者の排除)

第8条 委員会は、調査審議の対象となる事案の関係者と特別の利害関係を有し、又はその他当該調査審議の中立性を損なうおそれのある委員については、当該調査審議に加えないものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、契約検査課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。